

## ユニークベニユー活用促進事業のQ & A

### 1 趣旨について

Q：ユニークベニユーとは何か

A：「特別な（ユニーク）会場（ベニユー）」と訳される。

歴史的建造物、神社仏閣、城跡、博物館など、地域らしさを表す施設等を、本来の用途とは異なるニーズに応じて特別に会場として貸し出される場所。

Q：ユニークベニユーの活用促進とは

A：歴史的建造物など地域らしさを表す会場や博物館など独特の雰囲気を持つ会場で、本来の用途と異なるイベント等を実施することにより、特別感や地域特性を演出することが可能となる。

その演出を通して、観光客の増加、地域や主催者の知名度向上に繋げることができる。

例：城跡（ユニークベニユー）でディナーショー（城跡の用途と異なるイベント）  
＝特別な体験

⇒参加者：特別な体験ができる

主催者：イベントの魅力を向上できる、主催者の知名度向上に繋がる

所有者等：会場（城跡）の知名度向上に繋がる、使用料等の収入を得られる可能性がある

### 2 対象となる事業について

Q：どんなイベントが対象となるのか

A：本県の文化、伝統、歴史や芸術にちなんだ体験会など、会場がある地域への観光客の増加や地域の知名度の向上につながるイベントが望ましい。

（例）・博物館等の展示内容を基にしたアートイベントや体験イベントと周辺のまち歩きイベント

・城跡でのスポーツイベントと飲食イベント

・武家屋敷群でのライトアップ、歴史再現イベントと郷土食等の飲食イベント

・寺院での修行体験、周辺のまち歩きイベントと郷土食等の飲食イベントなど

A：逆に、本県の文化、伝統、歴史や芸術に関係しない飲食イベントや物販イベント、また、音楽ホールなど、イベントの開催が本来の用途である会場でのイベントは、対象とならない。

対象外の例：貸しホールでコンサートや演劇を上演する など

Q：神社仏閣は宗教団体の施設なのに事業ができるのか

A：地域の歴史的な神社仏閣において、特定の宗教等を宣伝・勧誘しない内容のイベントであれば対象となる。

対象になる例：境内で音楽コンサートを行う、郷土食等の飲食イベントを行う施設等を活用したライトアップを行う など

Q：営利、チャリティを主たる目的とする事業が対象とならないのはなぜか

A：本事業が目的としている本県への観光客の増加や地域の知名度向上に関係しない、単なる申請団体の営利目的やチャリティ目的の事業は、対象とならない。

#### 4 募集团体数について

Q：要項には「5団体程度」とあるが、5団体以上は募集しないのか

A：予算の範囲内で募集しているので、5団体以上募集する可能性はある。  
応募状況については、事務局に問い合わせること。

#### 5 補助額について

Q：補助額算定の考え方は

A：基本的には、補助対象経費の  $1/2$  で、300万円以内の額を補助する。  
ただし、入場料等の収入がある場合には、その額に応じて次のとおりとする。

例：総事業費が60万円、うち補助対象経費が50万円の事業

ア 入場料等が40万円あった場合

要項の(1)－①による算定  $60 - 40 = 20$  万円（補助額）

要項の(1)－②による算定  $50 \div 1/2 = 25$  万円

イ 入場料等が200万円あった場合

要項の(1)－①による算定  $60 - 20 = 40$  万円

要項の(1)－②による算定  $50 \div 1/2 = 25$  万円（補助額）

Q：「取組の質を向上させ、持続的なものにするために必要な経費」とは

A：事業を実施するために直接必要となる経費への補助とは別に設定したもの。

具体的には、事業者が、来年度以降も採択事業を継続させる上での課題解決やノウハウについて、専門家やコンサルタント等から助言等を得るために使う旅費、報酬費や資料印刷代等である。